

おぐに未来デザイン研究所 規約

第1章 総則

第1条(名称)

本会は「おぐに未来デザイン研究所」(以下「本会」という)と称する。

第2条(目的)

本会は、新潟県長岡市小国地域で、移住者や地元の若者が集まり「おぐに未来デザイン研究所」として、調査・研究・実験・創造・共有・発信をキーワードに地域活性化を推進し、3つのミッションを掲げ活動します：

1. 地域の歴史や文化を含む魅力や課題を調査・研究する。(コトの調査と研究)
2. 新たな価値を生み出すために斬新な試みを実験し創造する。(コトの実験と創造)
3. さまざまなメディアを通じて地域の情報を共有し発信する。(コトの共有と発信)

これらの活動を移住者や地元の若者と共に進め、すべてのステークホルダーと連携することで地域イノベーションを促進し、地域のプラットフォームとなります。3つのミッションによるコトを集約し、シンクタンクとしての役割を果たします。

「わくわくドキドキの未来をデザインする」をコンセプトに、小国地域子どもたちが豊かで魅力的な未来を築けるように取り組んでいます。

第3条(活動・事業の種類)

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 空き家の調査・活用研究・活用実験
2. 移住の促進・支援
3. 民泊事業の啓蒙・推進
4. 観光事業の開発
5. 6次産業の調査・研究・開発
6. 歴史文化の調査・研究・共有・発信
7. 武蔵野市その他の地域との交流事業の立案
8. 未来の地域担い手の人材育成
9. 子ども向けプログラムの企画提案運営
10. 食文化の調査・研究・開発

11. 新しい産業の調査・研究・実験・創造
12. 地域の環境を生かした事業の提案開発
13. その他地域活性化のための事業の企画提案運営
14. 前項の事業を行うために有効な事業

第4条(事務所)

本会の事務所は、以下に置く。新潟県長岡市小国町桐沢 2014-1 キリサワベース

第2章 会員

第5条(会員の条件)

1. 小国地域に移住している住民
2. 小国地域出身の60代以下の住民
3. 小国地域の活性化に興味のある者
4. 役員会が具体的な基準に基づき認めた者

第6条(会員の種類)

本会の会員は、次の4種類とする。

1. 正会員:この会の目的に賛同し入会した者
2. チャレンジ&サポートパートナー(CSP):目的に賛同し自由な参加活動をする者
3. 賛助会員:この会の事業を賛助するために入会した者
4. 法人・団体・商店会員:この会の事業を賛助するために入会した企業・団体

第7条(会費)

1. 正会員:年会費 1,000 円
2. サチャレンジ&サポートパートナー(CSP):年会費 0 円
3. 賛助会員:年会費 500 円
4. 法人・団体・商店会員:年会費 1 口 500 円 法人 10 口団体 2 口・商店会員 1 口

第3章 役員

第8条(役員の種類と定数)

本会に次の役員を置く。

1. 代表者 1 名
2. 副代表 2 名
3. 監事 2 名

第 9 条(退会)

1. 会員は、退会届を役員会に提出することにより任意に退会することができる。
2. 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
 1. 本人が死亡したとき
 2. 会費を 2 年以上納入しないとき(事前に通知し、一定期間内に支払いがない場合)

第 10 条(役員を選出)

役員は、総会において会員の中から投票によって選出する。候補者は一定の資格要件を満たす者とする。

第 11 条(役員の任期)

役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

第 12 条(役員の職務)

1. 代表者は、本会を代表し、その業務を統括する。
2. 副代表は、代表者を補佐し、代表者に事故があるときはその職務を代行する。
3. 監事は、本会の業務及び会計を監査する。
監事は、他の役員と独立した立場で業務を行う。

第 4 章 総会

第 13 条(総会の種類と開催)

1. 定期総会は、毎年 1 回開催する。開催通知は少なくとも 1 ヶ月前に書面または電子メールで行う。

2. 臨時総会は、代表者が必要と認めるとき、または会員の3分の1以上からの要求があったときに開催する。開催通知は少なくとも2週間前に書面または電子メールで行う。

第14条(総会の権能)

総会は、次の事項について決議する。

1. 会則の変更
2. 事業計画および予算の承認
3. 事業報告および決算の承認
4. 役員を選任および解任
5. その他本会の運営に関する重要事項

第5章 会計

第15条(会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第16条(会計監査)

会計監査は、監事が行い、総会に報告する。監査は独立した立場で行われる。

第6章 附則

第17条(細則)

本会則に定めるもののほか、必要な事項は役員会の議決を経て、別に定める。

第18条(施行期日)

本会則は、2024年4月1日から施行する。